

法人 くまがや

第194号

目次

- 1 頁……表紙「星溪園」 写真提供：熊谷市
- 2 頁……会長訪問 熊谷法人会
- 3 頁……寄稿「企業動向と地元金融機関の役割について」
埼玉りそな銀行 熊谷支店 支店長 折茂 真一郎様
- 4 頁～5 頁 パソコン・スマホから確定申告 熊谷税務署
- 6 頁～7 頁 自主点検チェックシート 全国法人会総連合
- 8 頁……県税からのお知らせ 埼玉県熊谷県税事務所
- 9 頁……「税理士制度について にせ税理士にご注意を!!」
関東信越税理士会熊谷支部 根岸 文男様
- 10 頁～13 頁 第36回法人会全国大会（三重大会）
税制改正に関する提言（要約） 熊谷法人会
- 14 頁……行事報告・広告 熊谷法人会
- 15 頁……事務局日誌・新入会員・お知らせ・広告
- 16 頁……広告
題 字……妻沼聖天山歓喜院 院主 鈴木英全師書

法人会
消費税期限内納付
推進運動



「星溪園」所在地：熊谷市鎌倉町32番地

写真提供：熊谷市

12月末まで法人会員数増加運動展開中！
お取引先・ご友人を是非ご紹介下さい！

発行日 令和元年11月20日
発行人 (公社)熊谷法人会
会長 中澤 実
発行所 熊谷市宮町1-35
〒360- 電話 525-6035
0041 FAX 525-8141
発行 年6回(1.3.5.7.9.
11月の20日)

訪問記

会長訪問

大里樹苗造園株式会社 代表取締役 富田重直 様

今回、10月15日(火)中澤会長による会社訪問では、富田重直氏が代表取締役として経営されております、「大里樹苗造園株式会社」様を訪問致しました。また、荻野広報委員長(副会長)も同席され、和やかに会話を弾ませながらの訪問となりました。



荻野広報委員長(左) 富田重直副会長(中央) 中澤会長(右)

中澤会長・荻野委員長

本日は、大変お忙しい中お時間を頂きありがとうございます。

中澤会長

富田副会長は、荻野委員長と同じように、青年部会から法人会でご活躍を頂いております。

今日はどうぞよろしくお願ひ致します。

まず、会社の創業からお聞かせ頂けますか？

富田副会長

もともと農業を営んでいた私の祖父が肥料を扱うようになりました。祖父は34歳と若くして亡くなり、昭和30年代に父が今の会社の前身である樹木販売を始めました。当時裏に杉の木が多くあり、戦後材木の需要は多く、杉の木1本で借金が返金できるという話を聞いたことがあります。

その後、種から3年かけて苗を育て、山を持っている方へ販売を始めたようです。それが樹苗会社の始まりです。

中澤会長

そうですね、戦後は焼け野原に家を建てたわけで、材木の需要は多かったでしょうから、山にもどんどん苗を植えていくというわけですね。

富田副会長

ただ、昭和40年頃がピークでだんだん樹苗の需要は少なくなってまいりました。

その頃から造園に力を入れ始めました。松の木を仕入れ、庭石を大滝村から買い付け、苦勞して運びました。

その後、ゴルフ場造営、昭和45年大阪万博では、「クボタ館」の工場の一部を請け負いました。また都内にビルが建築されると、ビル周りの植栽工事を請け負い、近隣の公園を作ったりもしました。

昭和50年1月に法人化し、大里樹苗造園株式会社となり、4月、大学で造園を学び、卒業したばかりの私は入社致しました。

ところが、その年の6月に社長である父が他界し、入社間もない私が代表取締役に就任致しました。

中澤会長

万博という大きな事業にかかわっておられたのですね。

今日お邪魔しているのはバーベキュー場「グリム」さんですが、この場所でフラワーショーを開催していたと伺いましたが、花を扱うきっかけがあったのでしょうか？

富田副会長

25年前、とある団体の旅行で瓦を扱う会社の社長さんとご一緒になり、話をしていたところ、瓦を使う家は100軒に1軒ほどになっているとおっしゃったのです。その話を聞いて、

瓦屋根の家が減ると、松の木が似合う庭が減ることになると考えたのです。

荻野委員長

鋭い着眼点ですね。

富田委員長

そこで、洋風の家の中に花を植える時代に変化するのではと思いました。

平成10年からこの場所で「花園フラワーショー」を10年間開催し、多くの皆様にご来場いただき、楽しんで頂きました。

平成20年NPO法人地域環境緑創造交流協会の副理事長を務め、花と緑で、世代間のコミュニケーションを増やす事を目的に活動しております。

中澤会長

先代が、急逝されたとのことでしたが、ご苦勞されたことはありますか？

富田副会長

商売とは、「仕事が無ければ仕事を探し、仕事が多ければ、職人を探す」と思っておりますので、あまり苦勞をしたとは考えておりません。

中澤会長

さて、話題を変えまして、座右の銘がありましたら教えてください。

富田副会長

「空(クウ)です。

中澤会長

どういうことでしょうか。

富田副会長

何事も一つに決めず、色を決めず、すべてを包括するという気持ちで物事を進めていきたいと考えています。

中澤会長

ありのままという感じでしょうか。

家族構成、またご趣味があったら差し支えの無い範囲で教えてください。

富田副会長

妻と4人の子供がおり、家族で旅行するのが楽しみであり趣味でしょうか。

中澤会長

最後に税制委員長としてのお考えをお聞かせ下さい。

富田副会長

税の大切さを広め、国に対して会員の要望を伝える窓口だと思っております。

荻野委員長

その通りです。現場の声を聞く事が重要です。どんな意見でもテーブルにのぼるのですから。

中澤会長

お二人の意見が合いましたところでお時間となりました。

本日は、どうもありがとうございました。今後とも益々のご発展をご祈念申し上げます。



寄稿

『企業動向と地元金融機関の役割について』

埼玉りそな銀行 熊谷支店 支店長 折茂 真一郎



皆さまには、日頃より埼玉りそな銀行をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。私ども熊谷支店は今年で開設140周年を迎えることができました。明治12年7月第八十五国立銀行熊谷出張所として開設し、明治30年9月に支

店へ昇格、民営化を経て昭和18年には第八十五銀行を含む四銀行が合併し埼玉銀行となりました。その後、平成に入り、協和埼玉銀行、あさひ銀行、埼玉りそな銀行と変遷し、時代が令和となった本年7月、開設140周年を迎えることができました。これも一重に地域の皆さまのご支援の賜物と、改めて感謝申し上げます。

さて、足元の人口や企業動向ですが、総務省発表の平成31年1月1日時点の人口動態調査によれば日本人の人口は前年から433千人減少し、減少は10年連続、減少幅は昭和43年の調査開始以来最大となっています。さらに総人口の減少以上に生産年齢人口は減少し、高齢化に拍車がかかっています。また平成28年経済センサス活動調査によれば、全国の企業数等は平成24年活動調査に比べ、約272千社減少しています。小規模零細企業等を中心に事業の継続が困難となる他、後継者問題から事業承継が進まず、休業業が増加しているからです。

令和元年7月に埼玉りそな産業経済振興財団が実施した埼玉県内企業経営動向調査で、経営上の問題点(複数回答)で最も多いのは、全業種では「人材・人手不足」58%、業種別では製造業が「売上・受注不振」58%、非製造では「人材・人手不足」71%となっています。

お客さまを訪問するなかで、融資・運用のご相談に加え、「人材確保」や「事業承継」など人事に関するご相談をお受けする機会も増えています。働き方改革関連法案の施行もあり、企業が対応すべき課題は年々多くなってきています。

こうしたなか、私どもは地域金融機関として

金融仲介機能に加え、コンサル業務にも注力しています。「人材確保」に関しては、福利厚生充実の一環としてりそなグループが持つ信託機能を活用した企業年金制度の導入、「事業承継」では専門スタッフを配置し、信託機能を活用した株式移転の方法などにより、経営者の方の想いに近い形で承継できるようなお手伝いもしております。また、生産性向上や人事制度の見直しなどのニーズをお持ちのお客さまには、弊社グループ企業のりそな総合研究所をご活用いただき、人事制度の現状分析・課題棚卸、制度構築支援や人材育成体系策定、管理職・階層別研修まで幅広くサポートさせていただいております。

また、昨年4月にはビジネスマッチングや経営改善、創業支援などビジネストータルサポート拠点として、さいたま新都心に「ビジネスプラザさいたま」を開設しました。行政・公的機関、外部アライアンス先などと連携し、お客さまが抱える様々な課題解決をサポートする情報発信・交流拠点となっています。お客さま同士のお引き合わせ、幅広い分野のセミナーやイベントを開催、一部セミナーは熊谷支店3Fセミナールームをサテライト拠点として同時開催しております。

昨年7月には熊谷支店内3Fに「セブンデイズくまがや」を開設しました。予約制で土曜・日曜・祝日も17時まで営業しています。平日お越しいただくことが難しいお客さまで、資産運用・保険・住宅ローン・家計の見直しなどのご相談がございましたら是非ご利用ください。

令和という新たな時代の節目を迎えるなか、弊社では次世代金融サービスモデルの構築を進捗させるとともに、“道徳銀行”の精神を徹底することで、開業以来の日指す姿「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」の実現に向けて取り組んでまいります。そして地域・お客さまに寄り添い、その期待に沿う「真に選ばれる銀行」を目指し、役職員一丸となって挑戦してまいります。今後ともより一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

パソコンからスマホ 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

税務署に行く手間がかかりません！

確定申告

確定申告書作成コーナーの
利用率

2人に1人以上が利用

確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告書作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

STEP

2

申告書を作成

と回答

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信

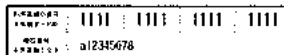
ID・PW
が目印

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓



・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。



スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

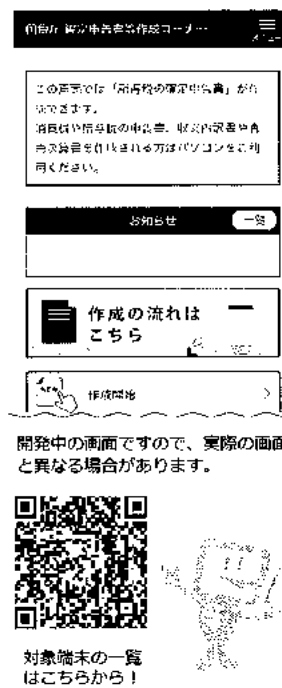
進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。



申告書の作成
はこちらから！



開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。



対象端末の一覧
はこちらから！

e-Taxで手続き完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」(前頁参照)に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

(注) ・タブレット端末からもご利用いただけます。

・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

(注) 同税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関するよくある質問を掲載していますのでご覧ください。また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。 [マイナンバーカード 取得方法](#)



スマホによる申請
はこちらから！



全国法人会総連合

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

- 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、(表面)に 8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
自主点検チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、右記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

- また、「法人事業概況説明書」(裏面) 17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	熊谷法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	⋮

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、裏面 をご覧下さい。

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック(国税庁後援)」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○ 点検項目チェック表		□ 貸借関係 (資産科目)			
科目等	点 検 項 目	点 検 標			
		○	○	○	○
現金 小切手 受取手形	12 手許現金と精算の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(異常)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と振替の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	なし	なし		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	X		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

○ 点検結果記入表 (3月 31日点検分)		点検担当者: 法人 太郎
点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目 番号	点検結果	改善方針
	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

点検結果が「X」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

- 自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。
- また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

県税事務所

県税からのお知らせ



埼玉県と県内全市町村からのお知らせ

埼玉県でのスモアザシマペンギン

ストップ!滞納

県

税

市町村税



税金の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。
埼玉県・市町村では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。
特別な事情があって納税できない場合は、ご相談ください。

滞納整理強化期間

令和元年10月～令和元年12月



「彩の国」さいたま

埼玉県・市町村

埼玉県・市町村
個人住民税徴収確保対策協議会

特徴的な取組

- 税収に直結しやすい給与・売掛金などの債権を中心に差押えを強化
- 勤務先（取引先）など滞納者の財産を明記して実施する差押予告など、文書催告を強化
- 県、市町村による合同搜索、不動産共同公売を実施

昨年度実績〈全県〉

- 差押件数 13,732件（預貯金、給与、生命保険、不動産、自動車など）
- 文書催告通数 529,375通
- 不動産共同公売 公売公告物件数40物件 落札物件数17物件 合計落札価額約2億円

参考 「ストップ!滞納」税金の滞納は許しません

～10月から12月は県税・市町村税滞納整理強化期間です～

(県ホームページ) <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-tainou.html>

お問合せ： 熊谷県税事務所（Tel048・523・2809）

又は 県個人県民税対策課（Tel048・830・2647）

「ストップ!滞納」
税金の滞納は許しません。

10月から12月は県税・市町村税の滞納強化期間です。

税金の滞納は、納期限内に納税していただいている方との公平を欠くものです。「公平な徴収」に対する納税者の信頼を確保するため、地方税（県税・市町村税）の滞納整理を一層推進し、滞納を防止しなければなりません。

県と県内全63市町村では、「ストップ!滞納」を合言葉に「県税・市町村税 滞納整理強化期間」（令和元年10月～12月）を設定し、徹底した滞納整理を進めてまいります。

税理士会

税理士制度について

にせ税理士にご注意を!!

関東信越税理士会 熊谷支部 根岸 文男



最近、シニア世代をターゲットにした『オレオレ詐欺』『振り込め詐欺』『アポ電詐欺』『改元詐欺』等で息子や孫を装った『なりすまし詐欺』が横行しています。

また、携帯電話等を利用した警察官、銀行員、税務職員、市町村職員等を語った『還付金詐欺』の犯罪も増加しているようです。税理士を語る『なりすまし詐欺』も今後発生するかもしれません。本物、正規品を知っていただくため、今回は税理士制度について書かせていただきました。税理士でない『にせ税理士を排除』ができます様、ご協力の程お願いいたします。

皆様の大切な財産を『〇〇詐欺』と言う特殊詐欺の被害に遭わぬよう、そして『にせ税理士』にもご注意をして頂きます様お願い致します。

税理士制度について

税理士制度は、税務に関する専門家としての税理士が、独立した公正な立場から、国民の納税義務の適正な実現を援助することにより、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的として、昭和26年に設けられました。

この税理士制度においては、納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務が税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知をした弁護士及び弁護士法人に限られています。

そして、税理士として税理士業務を行うためには、税理士となる資格を有する者が日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けなければならないとされており、現在、全国で約7万6千人の税理士が登録されています。

税理士及び税理士法人は、その事務所を含む地域

に設立されている税理士会に加入することとされており、全国で15の税理士会が設立されています。この税理士会は、会員である税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員に対する指導、連絡及び監督を行うほか、会員を対象とする研修、経済的な理由で税理士に依頼できない納税者に対する無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務及び税理士の業務に関する紛議の調停等の事業を行っています。

さらに、税理士会は日本税理士会連合会を組織しており、日本税理士会連合会は、税理士の登録に関する事務のほか、税理士会及びその会員である税理士に対する指導、連絡及び監督を行っています。

にせ税理士にご注意!!

税理士業務を行うのは、税理士、税理士法人等に限られています。税理士資格のない個人や法人が有償・無償を問わず税理士業務を行うと、税理士法第52条違反として罰せられることとなります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆる『にせ税理士』に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

また、本物、正規品の税理士は、各税理士事務所に看板を掲げ、税理士登録番号や日本税理士会連合会の会員である旨を正々堂々と記載表示しています。

税理士であるかどうかの確認については、税理士証票の提示を受けて確認するほか、日本税理士会連合会のホームページの税理士情報検索で検索を行ったり、日本税理士会連合会及び、関東信越税理士会熊谷支部の事務局（電話番号は、048-521-3312）へ電話で問い合わせて確認することもできます。

行事報告

第36回 法人会全国大会 (三重大会)

日時：令和元年10月3日(木)

場所：津市産業・スポーツセンター

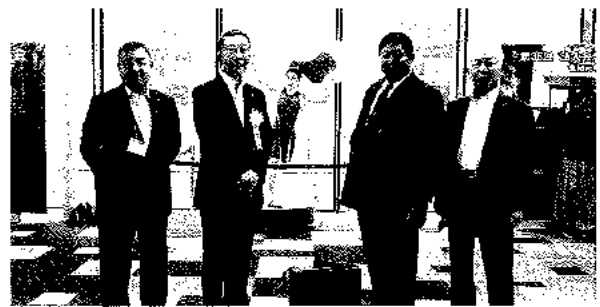
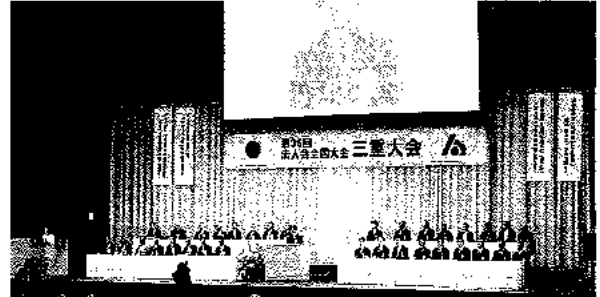
去る10月3日(木)三重県の津市産業・スポーツ会館に於いて、第36回法人会全国大会が開催されました。

来賓に星野国税庁長官、鈴木三重県知事、前葉津市長、中川東海税理士会三重県支部連合会会長、岡本商工会議所連合会会長、坂下商工会連合会会長、その他多くのご来賓をお招きし、盛大な大会となりました。

第一部、記念講演会では、講師に伊勢神宮広報室広報課長の音羽悟氏による、「皇室と神宮」と題して、令和の新時代の幕開けに相応しい大変現実味のある有意義な講演を頂きました。

第二部の式典に於いては、「税制改正の提言の報告」が行われ、埼玉県法人会連合会会長・全国法人会連合会利根筆頭副会長より、大会宣言が発表されました。

当会からは、中澤会長・荻野副会長・富田税制委員長・浅井事務局長の4名が出席致しました。



令和2年度 税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和2年度 税制改正に関する提言(要約) 基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきなのである。
 - (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
 - (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する日安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する日安を示し、改革に取り組む必要がある。
 - (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。
 - (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。
- 超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。
 - (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
 - (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
 - (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
 - (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
 - (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

- マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- “先進国クラブ”と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。
- EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
 - (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
 - (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

- 国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になろう。
- 「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。今般の税制改正では過度な返礼品を送付している自治体を制度の対象外にする見直しが行われたが、当然の措置であろう。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。
- 地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。
 - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
 - (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性の

ある措置を講じるよう求める。

- 近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
- 近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。（「個別事項」参照）

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
4. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

行事報告

広報委員会 令和元年8月26日(月)
寄居町「料亭園」にて広報委員会を開催



荻野広報委員長挨拶

厚生委員会・福利厚生制度推進連絡協議会
令和元年9月18日(水) マロウドイン熊谷にて厚生委員会を開催



村岡厚生委員長挨拶

女性部会・(三団体打合せ) 令和元年9月20日(金)
熊谷法人会事務局会議室にて三団体打合せを開催



川野辺女性部会長挨拶

女性部会・(組織委員会) 令和元年9月26日(木)
熊谷法人会事務局会議室にて組織委員会を開催



小辻組織委員長挨拶

決算期別税務説明会 講師：熊谷税務署小林上席国税調査官



9月10日(火)：くまがや市商工会内



9月13日(金)：さくらめいと



9月19日(木)：さくらめいと



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

埼玉支社熊谷営業所/
埼玉県熊谷市筑波3-202(ティアラ21 5F)
TEL 048-521-0230

AIG 損害保険株式会社

埼玉支店/
埼玉県さいたま市大門町3-54(富士火災大宮ビル)
TEL 048-641-4050

事務局日誌

今後の予定

月日	内 容	会 場
12月4日	正副会長会議	マロウドイン熊谷
4日	事務局担当者研修会	プリランテ武蔵野
6日	女性部会「年末講演会」	マロウドイン熊谷
8日	復興チャリティコンサート	寄居中央公民館
9日	県連「第2回研修委員会」	プリランテ武蔵野
10日	県連「女連協ブロック長会議」	ラフレさいたま
10日	県連「女連協正副会長会議」	ラフレさいたま
13日	県連「事務局研修会」	ラフレさいたま
14日	美沼支部「公開講演会」講師：三遊亭丸九師匠	くまがや市商工会委沼支所
1月21日	第5回「税に関する後がきコンクール」審査会	熊谷法人会事務局
2月5日	第5回「税に関する後がきコンクール」表彰式	熊谷文化創造館(さくらめいと)
3月18日	正副会長会議	熊谷市立商工会館3-3会議室
18日	理事会	熊谷市立商工会館大ホール
4月16日	正副会長会議	熊谷市立商工会館3-3会議室
16日	理事会	熊谷市立商工会館大ホール

【新入会員ご紹介】

新しい仲間です！ 宜しくお願い致します。

支部名	法 人 名	所 在 地	業 種
熊 谷	オギ興業株式会社	熊谷市上之	建設業
熊 谷	株式会社ビー・ビー・イー	熊谷市別府	機械工具卸売業
熊 谷	株式会社ハンズ	熊谷市新堀	内装仕上げ工業
寄 居	株式会社インタータイムプレイナMagBox	寄居町桜沢	エンターテインメント
寄 居	株式会社サンエイ	寄居町桜沢	半導体装置・設計・製造
花 園	大翔工業	深谷市小前田	水道工事
花 園	合同会社エクステージ	深谷市小前田	不動産業
江 南	株式会社新田工業	熊谷市成沢	製造業

令和元年8月～令和元年10月 10月8日現在

熊谷市・深谷市・寄居町からのお知らせ

**給与支払報告書・源泉徴収票
の提出は *eL*TAX で!!**

令和元年10月から、地方税共通納税システムがスタートしました。

これにより、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

また、大法人が行う法人住民税及び法人事業税の申告は、eL*TAX*による提出が義務化されました。令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

同封のチラシをご覧ください



**お問い合わせ先 LTA地方税共同機構
TEL. 0570-081459**

県税からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です。

8月にお送りした納付書により、お近くの金融機関等で忘れずに納めてください。納付書を紛失された場合には再発行いたしますので、お近くの県税事務所へご連絡ください。

個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続きは、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続きに2か月程度要するため、これから手続きをしていただくと、令和2年度からのご利用となります。

個人事業税について、詳しくはお近くの県税事務所又は県税務課 (TEL 048-830-2664 FAX 048-830-4737) へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税 (http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html)」をご覧ください。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Affac

本サービスは、アフラックの提携先 (株式会社メディカルノート) が提供します。



プロの医療チームがあなたをサポートします!

**法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。**

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

MedicalNote

お問い合わせ

株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp




広告



空から充へ
住空間を考えはじめたー

インテリア専門商社
 ☒ 中沢トリア株式会社
 ■本社
 〒360-0024
 熊谷市船橋町3-2-17
 TEL 048-524-1418
 ■支店
 さいたま市・川越市
 高橋市・太田市



トータル物流を通じて
地域と共に成長を続ける

Y 言見商事株式会社

TEL: 7300-0924
 埼玉県熊谷市船橋町2-4-18
 ソシオ熊谷倉庫センタービル3F
 TEL: 048-528-3900

株式会社ヨシミフーズ 株式会社ヤマイチ 株式会社スキルプラザ
 株式会社ヨシミ総合サービス 合資会社吉見屋商店

パッケージを通じてお客様のお役に立ちます

KIR 株式会社 **ホリケイ**

包装資材・厨房用品・店舗用品・物流資材

事業本部
 熊谷市御稜威ヶ原907-6 TEL 048-532-1189
 FAX 048-533-5900

パッケージプラザ **ホリケイ**
 深谷市稻荷町2-1-41 TEL 048-571-0457

ONE MIND
CRE SEIWA DATE
Printing Factory
DESIGNES

誠和印刷株式会社 seiwa00@kir.jp
 〒369-0201 埼玉県深谷市岡2701-1 TEL 048 (585) 2705 FAX 048 (585) 3447

妻沼の野菜・特産品販売 埼玉県熊谷市葛和916番地
島田青果株式会社 TEL 048-588-0254
<http://www.shimadaseika.com/>



島田青果株式会社
 及び自らから収穫したての新鮮野菜をお届けします。



創業大正5年 歴史と地元の信用力
寄居建設株式会社

個人住宅(木造・コンクリート造・鉄骨造)
 の新築からリフォームまで数多く実績が
 ありますのでお気軽にご相談下さい

大里郡寄居町寄居266-1
 ☎ 0120-811-211

～資源物リサイクルの回収・加工・販売の
 全工程を自社ネットワークで完結～

永田紙業株式会社 <NR-G>

本 社：深谷市長在家 198 / TEL 048-583-2141
 深 谷：深谷市幡羅町 1-15-3 / TEL 048-570-2141
 深 谷 岡 部：深谷市橋引 98 / TEL 048-551-2141
 本庄/群馬前橋/前橋中央/太田敷塚/鎌倉/深谷岡部/大泉/
 嵐山/足利/熊谷/栃木/神戸 全15事業所

【関連企業】
 明成物流株式会社 / 物流機器レンタル株式会社
 / NR株式会社 / ヤマト・インダストリー株式会社
 (ジャスダック上場 7886) 他1社



ご案内
 花園Cの近くのバーベキュー施設のご紹介です。

手ぶらで バーベキュー

花園C 207分

BBQ GRIM

スーパー・コンバー・バーベキュー
 雨天時でも100名受け入れ可能！

ファミリーコース 1500円/A 2H

花園インター バーベキュー場 GRIM
 〒360111 埼玉県熊谷市
 048-584-5830 FAX 048-528-1028

mt マルコーフーズ
 株式会社

TEL 048-587-1200

深谷市新戒697-1

広告掲載希望社(者)募集中

(連絡先) 熊谷法人会事務局
TEL 048-525-6035 FAX 048-525-8141